

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第18回電気料金審査専門小委員会

日時 平成26年9月17日（水）13：00～15：11

場所 経済産業省本館地下2階 講堂

1. 開会

○伊藤電力市場整備課長

では、定刻になりましたので、第18回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会を開催させていただきます。

本日は、大変ご多忙のところ、委員及びオブザーバー各位、そして傍聴の方々におかれまして、ご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日、北海道電力からは、説明者として酒井副社長以下の役員の方にご出席いただいております。

では、以降の議事進行につきましては安念委員長にお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○安念委員長

どうもありがとうございます。それでは、いつものようにお手元の議事次第に従って進めてまいります。

今回の委員会は3つ仕事がありまして、まず第1、9月11日付で消費者庁において北海道電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイントが、取りまとめられたと伺っておりますので、そのご説明をいただきたいと存じます。

第2、9月11日木曜日、札幌会場で行われた公聴会と、インターネット、郵送で国民の皆様より申し込みのあった国民の声について、事務局からご報告をいただきます。

第3、前回の小委員会における指摘事項への回答及び検討を深めるべき論点について、事務局及び北海道電力からご説明をいただきます。

それでは、まず消費者庁の岡田課長からご説明いただけますでしょうか。

○岡田消費者庁消費者調査課長

ありがとうございます。

それでは、右上に資料3と書いてございます資料をごらんください。

消費者庁では、過去のほかの電力会社の料金値上げ申請の際と同様の手続としまして、チェックポイントを作成いたしました。9月11日にホームページ上で公表しております。このチェック

ポイントですけれども、これまでの本委員会での委員の先生方のご議論、北海道電力様の提出された資料などを踏まえて作成しております。また、作成に当たりましては、前回概要を報告させていただいておりますけれども、消費者庁が9月2日に北海道、札幌で開催しました消費者庁と消費者との意見交換会において出された意見を踏まえております。また、消費者委員会のもとに家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会というのを設けておりまして、そこでのご意見もいただいているところでございます。

1枚目に1というページが入ってございませんけれども、1枚目ですが、前文の枠組みはこれまでのチェックポイントと基本的には変わってございません。1段落目では、電気料金の値上げというのは国民生活に大きな影響を与えるということを書いております。2段落目は、徹底した経営効率化の努力を行っていただく、また、十分な情報提供、明確な説明を行っていただいて、電気料金の値上げについて消費者の理解がより得られるようにすることが重要と記載しております。消費者の利益によりかなったものになることが求められていると記載しております。

また、意見交換会で意見として出ていることもありまして、2段落目の最後ですけれども、北海道の市民生活と生産活動の基礎である電気を供給する事業者として北海道電力さんには、社会的責任を果たしていただくということが求められているのではないかとということに記載しております。

3段落目でございます。3段落目には、今回のチェックポイントでの指摘事項の考え方を整理しております。これらの観点につきましてはこの委員会でもご議論があったところでございますけれども、消費者委員会の調査会においてもかなり議論になったところでございます。

第1に、今回の北海道電力さんによる値上げ申請というのは電源構成変分認可制度に基づくものでございますけれども、そして査定対象は絞られるわけでございます。しかし、今般の値上げ認可申請の前提としまして、効率化計画を項目ごとに着実に実施しているかが問われるということに記載しております。また、効率化の進捗状況、今後の収支見通しなども含めて、次のページでございますけれども、消費者に明確に説明する責任があるというふうに記載しております。

2つ目ですが、前回の認可以降、中部電力さんの値上げ認可が行われているわけですがけれども、同社の査定においてより厳しい基準が適用されている事項については同社並み、また、今回再値上げということがございますので、それ以上の基準を達成するよう努力していただくということを書いております。

第3に、電源構成の変更により費用の削減が可能となった場合には、速やかに料金値下げを行うことを明確にすべきということに記載しております。

4段落目では、経済産業省に対するお願いを書いてございます。2点ありまして1つ目は、査

定項目につきましては厳格な審査をして、その結果を広く明らかにすること、2つ目としましては、査定対象以外の項目につきましては北海道電力さんの効率化努力を厳しく検証、また、その結果を広く公表していただいて、北海道電力さんに対して、効率化の進捗状況についてこれまで以上に丁寧に消費者に説明するよう促すということを書かせていただいております。

最後の段落では、札幌の意見交換会で前回の値上げ申請の際に実施した意見交換会での意見と同じく、再生可能エネルギーに関する意見が多数表明されていたことを記載してございます。

2ページ目の中段以降からは具体的なポイントを書いております。まず総論としましては、東日本大震災以降及び前回の値上げ後の経営努力を明確に説明しているかということを書かせていただいております。各論ですけれども、査定対象項目とそれ以外に分けております。査定対象項目ではないもの、これは3ページ以降に書いておりますけれども、事業者による積極的な取り組みや消費者への丁寧な情報提供、説明が求められるとさせていただいております。

2ページに戻っていただきまして査定対象項目ですが、燃料費、購入電力料等につきまして、まずメリットオーダーの徹底の観点から②、③の2つを書かせていただいております。

3ページ目に行っていただきまして④では、使用済燃料再処理に関する契約について、内容と原価の関係の説明を書かせていただいております。これは消費者庁が実施した意見交換会で出された意見でありまして、かなり消費者の方々も関心が高いところでございます。

単価の引き下げについては⑤、⑥の2点書かせていただいております。

以上が、査定対象項目についてのチェックポイントでございます。

3ページ目の中ほどですけれども、ここからは査定対象項目ではないものについて書いてございます。

1つ目としましては経営効率化でございます。消費者に大幅な負担増を求める前提として、項目ごとに査定ベースの効率化を達成することとどまらず、最大限の企業努力を真摯に行っていただくべきと、また、その内容を積極的に消費者に伝え共感を得られるように努めるべきという観点から、そこに書いてございます⑦から⑮の9項目を記載してございます。

⑦ですけれども、費用項目別に見て査定ベースの効率化が未達成のものについて、その理由を明確に説明されているかどうかということが⑦。

⑧から⑩は、人件費あるいは役員報酬について書かせていただいております。

⑪は、競争入札比率について書かせていただいております。

1枚めくっていただきまして⑫は、修繕費について書かせていただいております。

その他諸経費、資産売却、さらなる経費削減の余地はないかといったことについては⑬から⑮、3点記載させていただいております。

4ページ目の中ほどからは料金体系につきまして記載しております。消費者向けの節約メニューということで⑯を記載させていただいております。

⑰は、今回の値上げが、消費者にとりまして大幅な値上げであるということを踏まえまして、消費者のための激変緩和措置が具体的に検討されているかということを指摘しております。

⑱では、供給約款と選択約款料金の間、特にオール電化とそうでない場合ということで、消費者にとっての平等性が確保されているかということを指摘しております。

⑲ですけれども、これは少額一般家庭の利用者にとっての負担の緩和ということを書いてございます。これらは消費者委員会の調査会でもかなり議論がなされた項目でございます。

4ページ目の下からは今後の料金値下げについて書かせていただいております。電源構成の変動によって費用削減が可能となった場合には、速やかに料金値下げを行うことを明確にすべきという観点を記載してございまして、この論点は前回のこの委員会でもかなり議論になったわけですから、消費者委員会の調査会でも、こちらでもかなり議論があったところでございます。

今回の料金改定の原因になった事象、これは原発が動かないということでございますけれども、想定より早く解消される場合、また、想定どおりの時期以降であっても原価算定期間内に解消される場合、また、原価算定期間終了後に解消される場合と、それぞれの場合において速やかな値下げが確保される措置がとられているかということ、くどいようですが、⑳で書かせていただきました。

21では、原価算定期間内にその変動が解消されない場合でも、値上げは行わないということの確認案ということで書かせていただいております。

最後ですけれども、5ページ目の真ん中からですが、今後中長期的に取り組むべき事項としまして3つつけております。

1つ目のエネルギー政策の今後のあり方につきましては、これまでのチェックポイントと同様の立て方をしております。それに加えまして北海道電力さんの特有の事項として、新エネルギーの織り込み方について明確に説明しているか、また、そのエネルギーの普及が料金値下げにどういうふうに影響するかということについて、23と24で記載しているということでございます。

以上で、チェックポイントの説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

大抵の項目は当小委員会の問題意識とも共通しておりますので、大いに参考にして今後の審査に活かしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

2. 公聴会及び国民の声について

○安念委員長

それでは続きまして、公聴会の結果及び国民の声について事務局よりご説明をお願いいたします。

○伊藤電力市場整備課長

では、右肩資料4と記載されております資料をごらんいただけますでしょうか。私のほうから公聴会及びパブリックコメント手続であります国民の声についてご報告申し上げます。

まず公聴会につきましては、電気事業法第108条に基づきまして、公式の電気料金値上げ申請に係る審査プロセスの一環として位置づけられているものでございまして、広く一般の方のご意見を聞くことを目的としまして、去る9月11日に札幌で開催いたしました。

それで周知期間募集に対して合計で26名の方から意見陳述のお申し出を頂戴いたしまして、ご希望どおり全員を陳述人として大臣指定をしたところでございます。当日は22名の方にご出席をいただきまして、ご欠席の方全員も含めて文書でご意見をいただいているという状況でございます。当小委員会からも安念委員長、梶川委員、辰巳委員、永田委員にご参加をいただきまして、議事進行につきましては安念委員長がとり行うということで、また、残りのお三委員におかれましても、全ての意見陳述を直接お聞きいただくとともに、複数回にわたりましてそれぞれ所感、コメントをいただいたというところでございます。また、消費者庁からもオブザーバー参加を頂戴いたしました。

ページをおめくりいただきまして、まずいただいたご意見及び提出いただいた文書による意見につきましては、この資料の束の後ろのほうに参考資料2-1、2-2、2-3とそれぞれございますけれども、その束の中に全文掲載させていただいておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

資料4の2ページ目に、主ないただいた意見の概要を記載してございます。幾つかのカテゴリーに分けられると思っております、私自身もこちらの全員の方のご意見を伺いましたけれども、まずともかくにも値上げの影響が非常に大きいというご意見がございました。その観点から値上げ申請を撤回し抜本的な合理化努力を行うべきであるというご意見、また、消費者の生活への影響が大きく、際限のない電気料金の値上げには十分な検討が必要というご意見がございました。

また、2つ目のカテゴリーとしまして、非常に多数の方々からご意見があった論点として経営効率化の徹底についてということで、通常、経営がうまくいかなかったときに中小企業は、無理・無駄を省き役員を減らし役員報酬を減らし職員給与を減らしリストラを行って、最後にユーザーに値上げをお願いするという順番であって、今回の値上げについては順番が逆ではないかと

いうご意見、また、あらゆる諸経費についてコスト削減の努力を十分行うべきで、役員報酬、人員・給与の削減や株式・遊休資産の売却など、あらゆる検討をすることは当たり前のご意見、また、電源構成変分認可制度に関連しまして、人件費は審査対象外とのことだが、ぜひ精査してほしい、こういったご意見がございました。

また、査定の主たる対象としての燃料費につきましては、これも複数のご意見がございましたけれども、例えば東京電力の例を挙げられまして、発電部門の分離や再生可能エネルギーの部門の分社化等いろいろな方策を、他事業者においてはとっているということで、そういったこともいろいろ検討して値上げは最後にさせていただきたいといったご意見がございました。

またこれも非常に多数の意見陳述人の方からご意見いただいた論点としまして原子力発電についてということで、幾つかのご意見をいただいております。例えば泊原発の安全対策の追加費用についてこれ以上膨らまないと保証してほしいといったご意見、また、国による支援、補助を得てでもできるだけ早期に廃炉にしたほうが、放射性廃棄物の処理費用も含め長期的に安価で安全ではないかといったご意見、また、福島原発事故のような事故が起こったときに北電として対応できるのかといった、これはご質問でございましたけれども、そういったご質問、また、再稼働については今までの40年、50年の技術の蓄積もあるため賛成していると、安全・安心対策をしっかり行ってほしいといったご意見、また、泊原発について3基全てを再稼働する必要はないのではないかといったご意見がございました。

また、そのほか、節電は既に浸透していて電気代を切り詰める余地はもう残されていないといったご意見、また、これも非常に多数の方からご言及がございましたけれども、再生可能エネルギーに関連しまして、電源の多様化を推進するとともに新しいエネルギー開発に努力し、新しいエネルギー分野の展望を示していただくことへのご要望、また、オール電化住宅者あるいは年金生活者に負担になるという点のご指摘、地域経済、道民生活への影響ははかり知れないといったご意見。

また、産業界への影響ということで、この公聴会におきましては特に2業種から、1つは医療として医療機関、病院のお医者さんでいらっしゃいましたけれども、診療報酬という公定価格で成り立っていることから価格転嫁が難しいと、したがって新たな対策を実施することについては病院経営上非常に厳しいといったご意見、また複数の方のご参加をいただきましたけれども、水産業及び水産加工業ということで、製品に占める電気料金の割合が非常に高く今回の値上げは看過できない、こういったご意見をいただきました。

また、あわせてパブリックコメントで国民の声というものを募集いたしまして、これも合計で285通のご意見を頂戴しております。こちらについては中身を参考資料3で添付しておりますの

で、これも後ほどごらんいただければと思いますが、大まかなカテゴリーで申し上げると、先ほどの公聴会の意見のカテゴリーで申せば、原子力発電全般に関するもの85件、北海道電力としての経営努力の不足に関するご意見が75件、人件費に特化したご意見が70件、その他、燃料費に関するご意見が5件、制度としての総括原価方式の見直しに関するものが5件、こういったご意見を頂戴してございます。

以上でございまして、参考資料2及び3でそれぞれ記載されておりますけれども、いずれにしましても小委員会としてしっかりと受けとめて、今後の小委員会における審議そして査定方針のほうに、反映をさせていただきたいということで考えております。

事務局からは以上です。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、後ほど公聴会にご出席いただいた委員の方から簡単にコメントをいただきたいと思っております。この会議の終わりごろに、梶川先生にはお帰り際のころお願いいたします。

3. 電気料金審査専門小委員会等における指摘事項、検討を深めるべき論点について

○安念委員長

それでは、きょう特に議論をしていただかなければならない点ですが、前回の委員会における指摘事項及び検討を深めるべき論点に議題を移したいと思っております。

まず事務局より、前回の委員会での指摘事項とこれまでの委員会において論点となっている項目について、ご説明いただきます。その後、北海道電力さんから質問に対する回答及び論点に対するご意見をご説明いただきます。

それじゃ、また伊藤課長からお願いします。

○伊藤電力市場整備課長

では、右肩資料5と記載されてある資料をごらんください。

毎回申し述べておりますけれども、前回までの宿題事項の整理ということでございまして、これまでと一部重複もございますけれども、まず1点目は、需要想定の見直しを料金改定に当たってどう反映していくかということでございまして、後ほど論点のメモで私のほうからご説明いたします。

また、ナンバー2としまして、修繕あるいは水力発電所の作業停止、点検計画について、前回の認可時の想定との関係も含めてどう考えるかという論点がございました。

また、3と4につきましては、再生可能エネルギーの扱いでございまして、北海道電力からよ

りご説明をいただきたいということとともに、最終的に査定でどういう扱いをするかという論点がございました。

また、燃料費については5と6で、燃料費のまさにその査定方針をどのような形で決めていくかといったような論点がございました。これについても後ほど論点メモでご説明申し上げます。

また、購入販売電力量に関しましては、特に取引所取引に当たっての予備力の考え方、これについて松村委員から北海道電力に対してご質問をいただいております、これをどう整理していくかという論点がございました。

また、経営効率化については8、9、10と、さらに北海道電力からのご説明を求めるということとともに、最終的にこれをどうユーザー還元していくかということについても問題提起をいただいております。

そのペーパーの裏面をごらんいただければ、最後、前回の小委員会でもかなり長い時間を費やして値下げの条件につきましてご議論いただきましたけれども、これらについて値下げを電気事業法100条の認可条件としてどのように位置づけるか、そもそもその100条の条件、前例があるかないかと、これは後ほど私から論点メモの中でご説明申し上げます。

以上が前回の宿題でございました。

続きまして、資料6というパワーポイントの資料をごらんいただけますでしょうか。

小委員会と並行しまして事務局から委員長、各委員にも個別にご相談等をして、それぞれの査定の中身は今詰めているところでございますけれども、今後、査定方針案を小委員会として審議そして取りまとめていくに当たって、本日時点である種積み残しといいたいまいしょうか、さらに検討を深めていただくべき論点を整理させていただいております。

早速3ページ目から1つ目は、これも何度も議論いただいておりますけれども、そもそも需要想定の見直しを行うかどうかということでございますが、資料4ページ以降にたくさんデータをつけさせていただいておりますけれども、端的に申し上げますと、種々試算を行いましたけれども、今回の北海道電力からの料金改定申請のケースにおきましては、需要想定の見直しをすることによってかえって料金単価が上昇するという結果が出ております。それを踏まえまして3ページの下段に記載してありますとおり、需要想定を見直すことによって結果として料金単価が上昇する場合においては、需要想定を見直さないということによりかという論点を記載しております。

続きまして、8ページまで飛んでいただけますでしょうか。これも同じくある種需給、前提計画に関連するテーマとしまして、水力発電の扱いということでございます。先ほど前回の宿題にもありましたけれども、8ページ目の下段に小委員会での主な意見を記載しておりますし、9ページには公聴会でのご意見、また消費者庁、先ほどご説明いただいたチェックポイントの中でも、

メリットオーダー徹底のための方策に関連しまして、水力や再生可能エネルギー等の今後の活用見直しを含め明確に説明しているかといった論点もいただいておりますが、これらを踏まえまして9ページの下段に記載してありますとおり、水力発電に関して、原発の再稼働のおくれに伴い揚水発電が減少するとともに作業停止計画が増加しているということで、結果的に水力の発電電力量がかなりの程度減少すると、こういう申請内容になっているわけでございますけれども、特に前回認可時の想定よりもこれまた顕著にふえている作業停止計画の増加と、これについて料金査定上どのように考えるべきかという論点、端的に前回認可時の想定を変えないということで査定上扱ってよろしいかどうかということ、論点として挙げさせていただいております。10ページ以降で参考資料を付してございます。

続きまして、13ページをごらんいただけますでしょうか。これも水力と同じく、結果的に火力燃料費の扱いに影響する前提計画としての論点としまして、太陽光発電の扱いでございます。13ページには小委員会でのご議論、そして14ページには公聴会そして消費者庁チェックポイントでいただいている論点を書かせていただいておりますけれども、それらを踏まえまして14ページの下段、太陽光発電について前回認可時に比べ一部減少しているところがあるわけでございますけれども、先般、北海道電力からは、他事業者の工事のおくれ等を要因とするというご説明もいただいているわけですが、これを料金査定上どのように考えるべきかという論点を記載させていただいております。この点につきましては、また後ほど北海道電力からもご説明があると思っております。

続きまして、19ページをごらんいただけますでしょうか。火力燃料費、電源構成変分認可制度の主たる査定対象でもございます火力燃料費についての論点で、これは今までの小委員会でもかなり多岐にわたるご議論をいただいている論点でございますけれども、小委員会でもそして20ページ公聴会におきましても、電変の主たる査定対象である以上はしっかりと査定をすべきであるのご議論が大宗でございました。それらを受けまして20ページの下段にございますように、まず火力発電所の定検工期等につきまして最大限の努力を求め、それによってその期間を短縮することが可能ではないかという論点、また、燃料費につきましてこれまで以上に、2回目の値上げということも踏まえまして厳格な査定を行うべきではないか、先行他社での査定も踏まえて各社が独自の調達努力を行っていること等を踏まえまして、燃料費増分の調達単価等についてはさらなる効率化努力が促されるよう査定上も、燃種ごとにトップランナー基準や一定の調達努力の織り込み等のメルクマールを用いるべきではないかといった論点を記載しております。

また、それに関連しまして23ページ、これも前回の小委員会でも委員長からも問題提起をいただいております、改めて制度の趣旨における火力燃料費の査定の意味合いでございますけれども、

電変認可制度において以下の観点から、火力燃料費の査定に当たって追加調達分の単価について見直しを行うということとよいかということとございますけれども、省令上はそもそも燃料費の変動額の査定をすると、こういうことになっているわけとございますけれども、追加調達分について今回、料金有識者会議の結論も踏まえて電気事業法第19条の認可、能率的な経営のもとでの適正な原価ということでこれをチェックするという、自動転嫁ではなく認可手続にかからしめているという制度の趣旨があるわけとございますけれども、これを踏まえて原価の適正性を保つために、その構成要素たる数量及び単価、数量掛ける単価で燃料費というのは出てくるわけですが、その双方を査定対象とすると、その全体で変動枠の変動をまさにチェックするというところでよろしいかという論点とございまして、ちなみに一つの解釈として、原子力の想定発電量を単に火力発電量の数量のみということで見るということであれば、数量そのものについてはまさに機械的な計算で済んでしまうということとございますので、その場合には19条の認可という趣旨からは離れるのではないかと、こういうことで整理をしております。

ちなみにその根っこのところについては、根っこのところというのはこの下の絵にもございますけれども、前回認可時の燃料費については前回認可時のそのままの単価を維持するということと想定されるということとございまして、今申し上げたのは、燃料費増分について単価のあり方を含めてしっかりと査定の対象とするということとございます。

その際に仮に今申し上げた火力燃料費の査定に当たって単価も含めて見直しをするということの場合に、25ページとございますけれども、これまでも先行他社の燃料費の査定というのはずっとやってきているわけですが、査定の方法、査定のベンチマークをどうするかという論点がございまして、どのようなベンチマークで単価のあり方をチェックするかということで、25ページには大まかに3つぐらい査定のやり方を記載させていただいておりますけれども、1つは燃料種別ごとに単価のトップランナー査定を行うということとございまして、これまでもLNGにおきまして同種の査定手法を今までも採用してきているわけですが、例えば亜瀝青炭の使用量、こういった点で他事業者トップランナーベンチマークを用いて査定するというやり方、また、それにかわるやり方としまして、これも過去査定において採用したことがございますけれども、燃料種別に経営効率化のメルクマールを定量的に設定してしまう、例えば10%のカットということで、例えば想定原価と比較した実績の削減率に準拠した率を用いて査定をすると、こういうやり方もございます。また、トップランナーということ言えば、燃料種別ごとに単価ということではなく例えば発電単価に着目して、発電単価のトップランナー方式で査定するというやり方もございます。こういった幾つかのやり方があるわけとございまして、これらについてどう考えるかという論点を記載させていただいております。

ずっと論点が続いて恐縮ですけれども、27ページでございまして、今申し上げた火力燃料費の単価のあり方とある種パラレルでございまして、費目としては火力燃料費とは別に購入電力料ということで立っておりますけれども、実際には自家発など他事業者さんから買うという費目があるわけですけれども、これについても基本的には同じ考え方でありまして、単にそのまま実績をということではなく、自家発等外から買っているものについても、単価のあり方についてある種ベンチマークの考え方を導入するということございまして、この需給対策のための自家発等については、27ページの中段に参考で記載しておりますけれども、前回認可時の扱いとしましては、実績ベースを踏まえた上で一律10%の調達価格の削減努力を求めるということで査定を行った上で、認可をしているわけでございますけれども、例えば今般同じような査定方針、ベンチマークの考え方を導入するかどうかという論点でございます。

また続きまして、30ページでございまして、これは卸電力取引所の活用という論点でございまして、これは松村委員からもご質問の形でいただいておりますけれども、特に中部電力における査定方針との違いということで、特に31ページにありますとおり中部電力における査定方針との違いの中で1つ論点としまして、需給運用上必要な予備力を確保し、これを超えるユニットを卸電力市場に投入することを前提条件としているわけでございますけれども、売り約定量を試算する場合に当該の予備力についてどのように考えるべきかという論点でございます。中部電力のケースにおきましては原則8%ということで予備力を置いたわけでございますけれども、北海道電力の申請ベースでは最大電源ユニット相当ということで申請が出ておりまして、これについてどう考えるかという論点でございまして、これは後ほど北海道電力からもご説明があると思います。32ページ以降、参考データを付しております。

続きまして、39ページまで飛んでいただきまして、こちらは前提計画に位置づけられている経営効率化計画でございますけれども、これも1回目の小委員会からずっと議論をされていますように、基本的には電源構成変分認可制度の直接の査定対象ではないわけでございますけれども、前提計画に位置づけられている以上はしっかりと小委員会として情報開示を求めチェックしていくということで、チェックしてきたということでございますけれども、39ページの小委員会でのご議論、また、40ページでの国民の声、あるいは41ページ公聴会、こういったところで大変多数、この経営効率化の論点についてはご意見をいただいているということでございますし、消費者庁からも先ほどもチェックポイントでご説明があったように、非常に子細にわたり、経営効率化の各論点について事業者はその説明を求めるということでご意見をいただいております。

42ページに論点として掲げさせていただいておりますように、そもそも事業者によってしっかりと情報が開示され、小委員会での進捗状況、内容等がチェックされる必要があるということ

でございますし、また、これまで2回ほどの小委員会で、全体として小委員会あるいは国による査定の中で示された枠としての補正申請の前提となる原価につきましては、一応進捗しているという評価ができるわけでございますけれども、一部の費目についてはコスト削減等において未達となっているということでございますし、それに相当する他の費目での深掘りというものも見られたわけでございますけれども、通常ある種平時であればそういった効率化の深掘りということ自体は当然望ましいわけですが、その深掘りした分を実際に何に使うかという局面に当たって、特に原価に織り込まれていない支出をするということは、その分ある意味事業者としての純資産が削られると、こういう関係にあるわけでありまして、経営効率化の深掘りは本来は需要家への還元あるいは財務基盤の強化というものに充てられるべきではないかと、こういったご議論が今までの小委員会でもございました。それらを踏まえて本日の消費者庁さんのチェックポイントにもありましたし、小委員会でもご議論いただきましたけれども、やはりユーザー還元というものをどう考えていくかと、こういったことについて論点として記載させていただいております。

続きまして、49ページ、50ページでございますけれども、総原価を全て積み上げた上で最終的にどういった料金をつくっていくかというレートメイクの論点ですけれども、最大の論点としまして、今、申請内容によれば値上げ額を一律に乘せていくという形になっているわけでございますけれども、現行の3段階料金を前提としてある種第1段階、第2段階及び、第2段階と第3段階、それぞれのある種の格差率をなるべく維持していくのがいいのか、それとも各段ごとの値上げ額を一律としていくのがいいのか、幅なのか率なのかとこういった論点を、今までの小委員会でもご議論いただいたわけですが、これを最終的にどういった形で考えていくかと、ある意味低所得者対策といったものを想定していくのか、あるいはより額として影響を受けやすい需要家への配慮というものを中心に考えていくのか、こういった論点ではないかと思っております。また、これも類似議論がされていますけれども、需要家の選択肢という観点から新たなメニューの設定等は本当にできないのかと、こういう論点でございます。

最後、55ページに飛んでいただけますでしょうか。これは前回議論した論点としまして値下げ、電源構成変分認可制度で値上げを認めた場合においては、やはり実際に再稼働が実現した後、値下げをしていくということになるわけですが、これを今般認可の条件としてしっかりとコミットしていくということではないかということで、ご議論をいただいております。小委員会あるいは消費者庁のチェックポイントにおいても非常に強調されている点でございますし、57ページの論点に書かせていただいておりますし、58ページ以降に前回お約束した分類、場合分けを書かせていただいて、相当それぞれ子細にいろいろと検討しまして、個別に委員の先生方にもごら

んいただきかつ議論もさせていただきましたけれども、大体64通りぐらいに分類できるわけですが、それぞれどういったケースでどういった値下げをトリガーしていくかということが、いろいろと場合分けができるわけですが、大まかに全体として言えることをこちらの57ページの論点に整理をさせていただいておりますが、まず大原則としまして有識者会議の報告書で記載された、料金改定実施後、改定の原因となった事象が解消された場合に再度料金改定を行うと、これが大原則でありまして、それを踏まえて泊原子力発電所3号基があるわけですが、再稼働時期のおくれが直接的な値上げの理由ということである以上、想定よりも再稼働が早まった場合において、原則として泊原子力発電所が1基ずつ再稼働するたびに本来消費者に還元されるべきではないかということで、1基再稼働すれば値下げを実施するというところでございます。

その際、これは前回北電様のほうから表明いただきましたけれども、値下げを機動的に実施するという観点から、泊原発の各号基が営業運転開始後2カ月以内という表現でしたけれども、恐らく通常であれば値下げは月初1日からの値下げであるということが通常多いと思いますので、基本的には翌々の1日からと、月の後半であればなかなか翌月の1日というのは難しいということなわけですが、遅くとも翌々の月初から値下げを実施すると、これを基本原則とするのではないかとということでございます。

ちなみに原価算定期間内に値下げを行った場合において、その値下げのやり方にもよりますが、原価算定期間終了時点でさらなるリセット、さらなる値下げが必要となるという場合もございまして、また、仮に原価算定期間内に1基も再稼働しなかった場合と、こちらにおいては当然のことながらその分の事象が解消されていないということになりますので、期間内に値下げを行うことはそういう意味ではできないということになるわけですが、その場合においても前回ご議論いただいたように、原価算定期間の後、1基再稼働するということが実現した場合において、1基再稼働するたびにしっかりと値下げを実施していくということが必要となるのではないかとご議論を、前回いただいております。

いずれにしても、全体として値下げ幅等の適正性をしっかりと確認していくということが必要であるということで、原価算定期間内であろうとその後であろうと、電源構成変分認可制度による値上げの後、実際に値下げをしていくに当たっては、電気料金審査専門小委員会がフォローアップしていくことが必要ではないかということ、論点に書かせていただいております。

それで宿題になっていた100条の条件でございますけれども、方々調査をいたしましたけれども、結論的には料金認可に関しまして100条を付した前例はございませんでした。そういう意味では、今回もし100条の条件を付すことになれば初めてということになるかと思っております。

事務局から論点は以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

100条の前例はないそうでございます。前例をつくることになるのかな。

それじゃ、北電さんのほうから宿題に関してお願いいたします。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

北海道電力の酒井でございます。

それでは、資料7に基づきましてご質問、それと資料8に基づきまして幾つか論点にかかわることについて、ご説明をさせていただきます。

それでは、まず資料7をおめくりいただきたいと思うんですけども、2ページ目でございますが、前回ご質問といたしまして、社員数が若干26、27で25から増えてきているということにつきまして、本当に社員でやらなきゃだめなんですかというご質問をいただいております。前回の必要人員のさらなる削減のときにご説明させていただきましたけれども、2ページ目、3ページ目、これは今年の申請時点においてご説明した資料ですけれども、2ページ目が石狩湾新港発電所と3ページ目が北本連系設備でございます。いずれにいたしましても、用地交渉ですとか許認可申請、こういったものにつきましては、契約申請の当事者が責任を負うという必要があること、それと仕様検討、工事管理、品質検査、こういったものにつきましても、北電社員の最終確認が必要となるということから、当社社員が実施することとしております。一方、実際の機器の製作あるいは工事の実施、こちらにつきましてはメーカーさんですとか工事会社さんですとか、メーカーを活用することで人員の効率化に努めているところでございます。

4ページ目をごらんください。火力発電所の補修計画で前回、余り新しいものがないんですねというお話もいただきました。まず海外炭を燃料とする苫東厚真発電所につきましては、定検工期を短縮して早期に運転を再開するということで、燃料費差がありますので24時間作業など各種の施策を適用しているところでございます。その他火力発電所につきましても供給力確保の点から、定検における休日付加の取りやめなどの施策を適用している、工期短縮に取り組んでおります。至近の例といたしましては、前回資料の定検工期短縮事例に記載のとおり、ことし4月から実施いたしました苫東厚真発電所2号機の定検におきましては、当社からの働きによります工事会社からのクレーン配置変更などの短縮提案を取り入れておりますし、また、平成24年度に実施した苫東厚真4号機の定検においても、クレーン設置台数を増加して工期短縮に努めております。これからも他社及び工事会社との情報交換に努め、継続して取り組んでまいりたいと思っております。

ご説明は以上でございます。

資料8のほうのご説明をさせていただきます。

3ページ目をおめくりください。こちらは水力発電所の補修計画で過去実績とどんな感じになっているのかというお話もございまして、整理させていただいております。水力発電所の補修計画につきましては、これまでも年度展開を図りながら計画を策定しておりまして、作業の実施、延期につきましては、発電所の状況を見ながら需給状況等を総合的に勘案いたしまして、作業の実施前に最終的な判断をしております。補修計画に伴います停止電力量の実績、黒いほうの棒グラフになりますけれども、毎年度では変動はございますけれども、事前の計画に対しておおむね平均10%程度実績のほうが下回っていると、これは設備実態を見て繰り延べ等を行っているということでございます。いずれにしてもおおむね計画に近い値となっているものと考えております。

4ページ目をごらんください。こちら、まず水力の発電側の平均の可能電力量ですが、今回料金原価におきまして使っております平均可能電力量につきましては、最新の当社の計画でございます平成26年度供給計画、こちらで用いております平均可能電力量を使っております。具体的にはパワーポイント記載のとおり30年間のバンドということでございます。

5ページ目をごらんください。新エネルギーの原価の織り込みの関係でございます。今回原価につきましては、至近実績ですとか固定価格買取制度に伴います新規申し込みの増加状況を踏まえて、既存の調整力の範囲内におきまして最大限連系可能な範囲で織り込んでおります。新エネルギーにつきましては、前回もご説明させていただきましたけれども、電力の品質に悪影響を及ぼすことのないよう技術的な検証を進めながら導入拡大に努めているところでございまして、今後ともさまざまな実証試験などを通じて導入拡大に取り組んでまいりたいと思っております。

6ページ目をごらんください。前回キロワットだけを示しておりまして発電電力量のほうはどうなっていますかというお話、そういった前回の織り込みに加えてどうなのかというお話がございまして、発電電力量は先ほどの前のパワーポイントに記載のとおりでございます。前回の計画と今回の織り込み量の差でございますけれども、太陽光発電の電力量は、低圧及び高圧の500キロワット未満につきましては、至近の導入量の伸び等を反映して想定した設備容量と、それと月ごとの太陽光発電の稼働率に基づいて算出しております。

高圧の500キロワット以上、それと特別高圧につきましては、個別申し込みの受給開始時期と、それと月別の稼働率に基づき算出しております。低圧から高圧500キロワット未満及び高圧500キロワット以上、こちらにつきましては、固定価格買取制度に伴う新規の申し込みより前回に比べ電力量は増加しております。特別高圧につきましては新規申し込みの増加はございますが、申し込みされた事業者さんの事由によりまして受電開始時期のおくれあるいは計画の中止、こういっ

たことによりまして前回に比べて電力量は減少しております。なお、太陽光合計では前回計画に比べて26年度は減少しておりますが、27年度では増加しており、2カ年平均についても増加しております。26年度足元の実績、これはパワーポイントに書いてございませんけれども、今回織り込んだ想定を実績のほうは若干下回って推移してきてございます。したがって想定が過少となっているということではございません。

それでは7ページ目をごらんください。こちら回避可能原価の記載でございます。これは再エネ特別措置法施行規則の中で記載しておりますように定義されているということで、一言で言えば電気料金原価で回収させていただくものと、サーチャージでお客様から回収させていただくもののミシン目という言い方はちょっと変ですけども、そのこの区分けに使われているというふう理解してございます。再エネがふえた場合は、燃料費が減少する一方でそれに見合うものとして回避可能費用単価を適用して計算された電力購入費を、料金原価に算入しているということでございます。なお、回避可能費用は余る分は、サーチャージといたしまして電気料金と合わせて一律の単価でご負担いただくということでございます。

○安念委員長

副社長、ちょっとすみません。ちょっとここでポーズをしていただいて、申しわけない。

梶川先生、そろそろ時間でしょう。すみません、ちょっとそれで。

○梶川委員

もうちょっと大丈夫ですけども。

○安念委員長

でも、もうちょっと、次は燃料費だからこってりかかるので、何かご意見があったら、それとこの前の公聴会のコメントと、どうぞ言い残しておいてください。

○梶川委員

それじゃ、前回公聴会に出させていただいたときの感想も含め、今後の審査に当たる私なりの意見ということなんでございますが、やはり前回公聴会に出させていただいて、消費者の皆さん、また事業者の皆さんは、非常に今回2年連続であるということ、また大幅であることと、やはり現場でお聞きしますと、その切迫感が非常に伝わるものでございました。

先ほど来、事務局からのご説明もあるように、今回査定項目というのは限定はされているんだけれども、やはりその前提となる経営努力に対する取り組みということに非常に強い関心がおありになり、多分私どもの査定委員会としてもそこに関するご説明は、事業者の方から詳細にお聞きして、納得感のいく形になるかどうかは別にして、それを消費者の皆様にお伝えしていくということは、非常に大きな使命なんだろうなという意識になりました。

さらに今後の査定に関しましては、そういう意味ではこの制度の中の査定項目である燃料費、その前提となる経営行動というものは、かなり考え得る最大の努力をされた上でチャレンジングな目標というものを、相当置いて考えていくことが必要なのかなと、すなわち燃料の使用効率であったり購入する、これはいろいろ議論があると思うんですが、購入調達単価のようなものも含め、少し我々会計の用語で言うと標準原価のような形なんで、それがかなり理想標準とまでは言いませんけれども、相当チャレンジングに物を考える余地というものもあるのかなということでございます。

そもそも電源構成等々も大きく言えば、消費者から見ればそれ全てが経営責任の中に入る話ではないかというような声も、公聴会でもおありになり、そういったことも踏まえた上で、過去の経営意思決定の延長線上で今日があるわけですけれども、そういった大きな意味での経営責任という中で最大限のご努力というものを前提に、この変分、電変の制度の中でどういうふうに査定を考えていくかというような意識を持って、次の燃料費のテーマの中ではそのようなことを具体的には考えた次第でございます。

○安念委員長

よろしいですか。どうもありがとうございました。

単価も査定の対象だとおっしゃりたいわけでしょう。

○梶川委員

いやいや。

○安念委員長

またゆっくり議論しましょう。わかりました。

副社長、すみません。途中で遮ってしまって申しわけありませんでした。

じゃ、大宗であるところの燃料費についてのご意見を伺います。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

それでは、燃料費につきましてパワーポイントの9ページ目からご説明させていただきます。まず今回の電変制度におきます燃料単価の取り扱いについて、今回の申請につきましては電変制度の制度趣旨に基づきまして前回改定時に認可いただいた単価は変更せず、電源構成の変動に伴う数量変動のみを反映し算定いたしました。この単価につきましては、前回改定時におきまして原価の適正性確保の観点から、数量の多寡によらず他社と同じ基準で厳正に審査、査定がなされたものと認識しておりまして、当社といたしまして前回認可いただいた単価で算定することが妥当と考えたものでございます。

当社の燃料価格水準につきましては、燃料費の大部分を占める重油や海外炭については前回改

定より約1年が経過しておりますけれども、例えばLNGにおけるシェールガスのような大きな環境変化がない状況となっております。また、重油価格につきましては、いわゆるチャンピオン交渉価格をもとに算定しており、海外炭につきましても競争入札などを初めとする多様な調達方法の採用によりまして、全日本通関CIFよりも割安な価格で原価に織り込んでおります。またさらに、原価算定期間中の導入が困難である亜瀝青炭を含め前回改定時の査定内容は、全て取り込んだ上で算定しておりますので、当社といたしましては単価の低減策は最大限取り込まれているということから、これ以上の削減は非常に厳しいものと考えております。

なお、パワーポイントに記載はございませんけれども、事務局さんのほうで本日ご提示いただいた論点の中で、トップランナー方式の査定方式が記載されておりますけれども、使用燃料における発熱量ですとか硫黄分など燃料品質、それと輸送体制や港湾設備、それと各発電設備の発電効率、また環境装置の有無、こういったこと、各社間、設備間でさまざまな相違がございますので、各社の燃料単価を単純に比較することは適切でないと考えております。したがって、この点をきちんと考慮いただいた上で、公平性の観点を踏まえたご議論をお願いしたいと思っております。また、メルクマールの設定につきましては、想定原価を削減するあるいは購入価格を削減する、こういったインセンティブが働きにくくなる可能性もありますので、この点も含めてご議論をお願いいただければというふうに思っております。

11ページ目をごらんください。国内炭の価格でございます。国内炭は重油に対する経済性の観点から使用しておりますけれども、貴重な国内資源の有効活用にもつながっているものと考えております。今回の原価には3種類、長期契約価格と長期契約の増量価格、それとスポット価格を織り込んでおります。このうち長期契約価格とスポット価格につきましては、前回審査で妥当性を確認いただいておりますけれども、今回は調達量をふやしていることから認可単価のない、前回認可をいただいております長期契約増量価格というものを設定しております。この価格につきましては、長期契約価格に増産コストを反映した価格になっております。こういった中で今後、採掘条件がどんどん悪くなってまいりますけれども、それにしがいまして採掘コストの上昇ということも懸念されますが、26年、27年の価格につきましては25年度価格据え置きという形で織り込んでおります。

12ページ目をごらんください。海外炭価格における亜瀝青炭の取り込みで、もっと早くできないのかというお話をいただいたかと思っております。まず亜瀝青炭につきましては、通常の燃焼用としては品位的に問題点が多いということから、豪州炭に少しずつまぜて燃焼する必要がございます。そのため実機試験が必要不可欠と考えておりまして、苫東厚真発電所で平成20年から試験をスタートしております。その結果、ボイラー内に多くの灰が付着したということに起因して

燃焼上の不具合が発生したため、改善措置を実施しております。その最終確認を行うための試験、最終確認試験を、実施できない状況で現在に至っているということでございます。最終確認試験の際には負荷変動試験も行う考えでございまして、供給予備力に余裕がないとできないということで、泊発電所の再稼働後の試験を考えております。

このような状況を踏まえて現行料金では、平成26年度に試験を実施して27年から導入する計画で燃料費を織り込んでおりますけれども、今回の申請の前提となっている再稼働時期、こちらを考えると、27年度末までに投入できる可能性というのは極めて低いというふうに考えております。しかしながら、今回申請に当たりましては、単価を変えないという前提で原価をつくっておりますので、平成27年から導入する前提とした状態のまま海外炭価格に織り込んでいるということでございます。

17ページ目をごらんください。次に、供給力対策としての自家発等の活用についてご説明いたします。自家発の余剰電力の購入につきましては、泊発電所再稼働までの需給状況が厳しい期間におきまして、こちらは供給力対策として行っております。今回の原価には、泊発電所3基とも停止していた平成25年度の購入実績をもとに電力量を想定し、単価につきましては前回改定時に10%の調達価格の削減努力という形で査定された認可単価を適用して申請を行っております。供給力対策に当たりましては電力の購入先、これはまいざというときに北本連系線から先に受けていますと増量が期待できなくなりますので、供給力対策といたしましては基本的には北海道管内に限定されるものでございます。平成25年度につきましては北海道管内の調達可能な全ての事業者さんから購入しております、別の購入先を探すことは非常に難しい状況になっております。また、自家発事業者の皆様には、当社の厳しい収支状況ですとか厳しい需給状況についてご理解をいただいた上で、購入単価について交渉させていただいております。その結果、平成25年度におきましては設定いただいた単価を何とか達成できたところでございます。ただ、調達先が限定される中でこれ以上の価格低減は難しいと考えております。

それでは、19ページ目をごらんください。次に、卸電力取引所の活用についてご説明いたします。卸電力取引所取引の活用につきましては、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会における整理を踏まえ、最大電源ユニット相当の計画外停止に伴う費用面の影響、それと北海道エリアにおける安定供給への影響などを総合的に勘案し、卸電力取引所取引における余力については、最大電源ユニット相当の供給力を控除した上で全量を市場に投入するように努めております。

なお、記載はございませんけれども、卸電力取引所の取引につきましては経済合理性に基づき行うものと考えております。海外炭火力発電所の補修も現時点では必要最低限の実施にとどま

ており、計画外停止に伴うインバランスの求償リスクも高まっている状況を考慮し、今回の計画においても余力の算定には、最大電源ユニット相当を確保する必要があると考えております。

次に、21ページ目でございます。こちらは前回お示しした内容と、パワーポイント上余り大きな変更はございませんけれども、なかなか27年、まだ詳細な計画が組み上がっていない中でお示しさせていただいております。現時点で考えている取り組みということを提示したものでございまして、来年度に向けて引き続きさらなる上積みを図ってまいりたいと考えております。なお、個別の査定項目の対応につきましては、例えば先行投資にかかわる査定対応など達成できないものもございますけれども、経営判断として、経営全般にわたる効率化により吸収していきたいと考えております。

それでは、23ページ目をごらんください。23ページ目は料金メニューの見直しでございます。今回の料金改定ではお客様にさらなるご負担をお願いする中、お客様の選択肢拡大やご負担軽減につながる料金メニューの工夫ができないか、検討を行ってまいりました。現在、ピーク抑制型時間帯別電灯、こちらのピーク時間、それと3時間帯別電灯の午後時間に新たなバリエーション、少し適用時間を前後させるという形につきまして詳細検討を進めているところでございます。

25ページ目をごらんください。次に、泊発電所再稼働後の料金値下げについてでございます。こちらは前回の資料に一部資料を追記、修正したものでございまして、説明が不十分だった部分を補足してございます。まず1つ目は、下側の点線の枠に書いてございます1つ目の丸の部分でございますけれども、1基動いたらやるのか、3基動いたらどうするんだ、いろいろなご意見がある中で、料金の前提が早いのかおそいのかという判断につきましては、原価算定期間の原子力設備利用率を基準とすることもできるのではないかと、いろいろなパターン、先ほど64パターンお示しいただきましたけれども、それをどう捉えるかというのは、こういった考え方ができるのではないかというふうに思っております。また、速やかにの目安につきまして②のケースで、営業運転復旧後と原価算定期間の終了時の遅いほうですよというご指摘をいただいたので、そのように記載してございます。

また、事務局の論点整理の中で翌々月という記載がございましたけれども、例えば月末に再稼働いたしまして翌々月の月初めとなりますと、なかなかちょっと作業期間、周知期間の関係がとれるのかという問題もございますので、その辺は柔軟な対応をしていただければというふうに思っております。

私からの説明は以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

4. 自由討議

○安念委員長

それでは、ディスカッションに移ります。

別に今回決め打ちで結論を出していく必要はないんですが、資料6の今、伊藤課長からご説明いただいた「検討を深めるべき論点について」の各論点、例えばスライド3枚目の一番下にある需要想定については、需要想定は見直さないことでよいかという、これが論点です。それに関連するご説明を今北電のほうからいただいたわけですが、この論点については、早晚答えを出さなければならないということ意識していただきながらご議論をしていただけるとありがたいと思います。

では、どこからでも結構です。どうぞ自由にご発言ください。

じゃ、口火を切るようで申しわけないけれども、今まさに申し上げた需給想定ですが、これは今回は需給想定が減り方がちょっとしかないものですから、減った額を前提にするとかえって単価が高まってしまう。今まで我々は増査定というのをしたことがありませんので、今回のこの状況においては需給想定を見直さないという前提で査定を行うべきかと思うんですが、その点はそれでよろしゅうございますか。

決め打ちしなくてもいいと言っておきながら決め打ちするようで申しわけないんだけど、この点とはば口の議論ですのでできれば固めておきたいと思うんです。この点についてはご異論ございませんか。別にいいですよ。次回よく考えてみてやっぱり違ったというのなら、それはそれで全然構わないので、とりあえずテンタティブな議論として、とりあえずここはこうしておくということでよろしゅうございますか。

じゃ、ありがとうございます。何度も申しますが、後で変えていただいてもちっとも構いません。テンタティブなものです。

ほかにかがでしょうか。

ぜひご議論いただきたいのは、やっぱり燃料費について単価を査定の対象と考えるべきかどうかということで、ここは逃すことができませんので、いずれにせよご議論をいただきたいと思います。

それから水力、再エネ、取引所の問題も固まっておらずで、これも全体の査定額として見ればどの程度かというのはまだわかりませんが、これもご議論をいただきたいのです。いかがでございましょうか。

○辰巳委員

質問していいんですか。

○安念委員長

どうぞもちろん結構です。

○辰巳委員

すみません、北海道電力さんに。

先ほどご説明いただいた資料8のところ、最後のほうのスライド17なんですけれども、自家発の活用のお話なんですけれども、北本が容量が余りないから北海道内だけの自家発をという話だったと思うんですけれども、書いてあるところに、緊急のために北本のところ、連系線の容量をあけておく必要があるというふうに書いてありまして、これはどのくらいをとっておられるのか、要するにマージンというか、もしもどちらが緊急かと考えたときに、やっぱり安いもし購入電力があるんならば、例えばこっちのほうから買うということも考えられると思うんですけれども、どのくらいこれをとっておられて、そんなもの全然安い電力を買うほどに影響しないというお話なのかどうかご説明いただければと思って、すみません。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

北本にはいろいろな役割を実は持たせておまして、当社でマージンを設定しているものは季節あるいは発電所の状況、こういったものによって変わりますけれども、一番大きな目的は、発電機が計画外に急に止まってしまったといったときに周波数を維持しなければいけませんので、そういった緊急に北海道内の発電設備だけで周波数維持できない場合に北本を介して緊急に受電をすると、それで周波数の維持を図る、瞬動予備力と言っておりますけれども、そういった目的でマージンを設定しております。

多いときにはほぼ60万kW全部設定するときもありますし、例えば泊3号基が動いているようなときは需給状況によっては60万kW設定いたしますし、例えば最大機と北本の容量の関係がございまして、現状、北本連系設備60万kWがフルの容量でございまして。そういった中で例えば火力発電所ですと70万キロが今最大機なんですけど、70万kW落ちたときには60万kWまでは必要ないですけれども、一定の北本連系設備からの受電を期待し、あと系統内で吸収できる部分、こちらを活用して周波数を一定にするという役割をしております。

今回、自家発、冬場の供給力の話になりますけれども、現時点の需給検証小委での議論にもなってしまうんですが、冬場につきましては、過去の発電所のトラブルを想定して、かなり大きな量の発電機の停止を想定しても北海道内で供給支障が出ないようにという形で検討いただいております。そのときに最初から北本から受けていても、そうするといざというときに流れてくる量はその分減りますので、トータル60万kWしかないわけですから、例えば先に10万kW受けていま

したと、後から50万kW受けるといってもトータルの供給力としては60万kWで変わりませんので、そういうことから供給力対策、今、極力足りませんので北海道内からまずかき集めていると、こういうことでございます。

○安念委員長

なるほどね。おわかりいただけましたか。要するに余り期待するなという話ですね、買い電のほうでは。

松村先生、どうぞ。

○松村委員

今出てきたことの話にするのか、元々話そうと思っていたことにするのか……

○安念委員長

いいですよ。続きをどうぞ。

○松村委員

ちょっと迷うのですが、でも、やっぱり元々の話にします。今のマージンの話にはすぐ戻ってきます。

消費者庁に出していただいたチェックリストについて確認していいでしょうか。

4ページの、大幅な値上げがあることを踏まえ消費者のための激変緩和措置を講じる必要があると指摘しているわけです。そのための方策が具体的に検討されているか、と言うポイントに関してです。確認したいのは、激変緩和措置としては例えば、ここで査定して15%の値上げということに仮になったとして、そうするとしかし15%は大幅だから、前半は14%にして後半は16%にして全体15%という格好で、激変緩和をしてくれと言っているのか、あるいは15%という値上げだったら、それを後半はさらに上げるようなことをして激変緩和してもらったらむしろ迷惑、この後議論される経営効率化だとかというようなことを使って、料金審査の枠外で自主的に激変緩和のための値下げをするという、表明がなされているかどうかをチェックするのか、どちらのことを言っているのを確認したい。

○安念委員長

お答えいただけますか。

○岡田消費者庁消費者調査課長

具体的にこれでやってくださいというチェックポイントの内容ではございませんで、そういうアイデアを検討していただけないかということでございます。

○安念委員長

感覚としてはどうですか。1年目14%、2年目16%、いやいや、そんなんじゃないと、1年目

14%、2年目もとの数字で15%、後者のほうでないと激変緩和なんて言わないよというそういう感じのものかどうか、岡田課長の個人的なご感覚で結構です。

○岡田消費者庁消費者調査課長

やはり私は経営効率化によって得られた原資を回していただけないかということでは考えておりますけれども。

○松村委員

わかりました。それが確認できれば結構です。つまり激変緩和というのは、要するに効率化の部分を実自主的にちゃんと反映してくれと言っているということですね。これが確認できればそれで十分です。

○安念委員長

マージンのほうはいかがですか。

○松村委員

他の点、マージンのことは話し出すと長くなるので、他のほうが多分重要だと思いますので先に言います。

まず燃料費の単価のことです。まず前回も委員長からも、変分改訂で本当に単価を見直しても大丈夫なのか、このルール上できるのかという懸念まであったということを考えれば、あるいは今回の北海道電力でも、単価の見直しというのに対して反対したことから考えても、議論を整理する必要があると思います。基本的な共通認識だとは思いますが、念のため確認します。3つのオプションがある。実際にとれるかどうかは別として、選択肢は3つ。1つを単価は一切見直さないというやり方、前の査定したとおりのものを使うという考え。それから2つ目が……

○安念委員長

それは増分の数量については査定していいんでしょう。数量だけ、単価は見ない。

○松村委員

はい。1は数量だけを見るというやり方。2つ目は、根っこの部分は見ないけれども、増分のところの単価は、変分改訂は増分のところを見るという趣旨なので、その単価は見てもいい。ここのみ査定する。今回の事務局案はそれになっていると思います。3番目のものは、根っこも含めて単価を全部見直すべきだという考え方。どれが自然かどれか不自然かは別として、僕は3つとも絶対に不可能ということは、解釈上不可能ということは、ないと思っています。

それで事務局から説明があった。単価を見直さないという考えに対して、それは不合理なのではないかという理由を今回、懇切丁寧に、前回も既に説明はあったと思うのですが、今回改めて説明があり、したがって3つの選択肢の内1はかなりまずいのではないかと、制度の趣旨に反す

るのではないかという説明をいただいたと理解しました。しかし、事務局の説明だと、2か3かと言われると、2でも3でもその趣旨には反しないということだと思います。他方、安念委員長のご懸念からして、3は相当まずい、相当無理な解釈であるというのも私は十分理解しました。したがって私はリーズナブルなのは2だだと思います。

それから北電の反論では、もう前回十分査定されているのでこれ以上下げの余地がないということだとすると、それは原理的に2とか3とかが悪いということではなく、2とか3とかを採用して、査定しても、元々の単価より下げるのは難しいということを単におっしゃっただけなので、それは2や3に対する原理的な批判ではない。そういうことを考え合わせれば私は2でやる、つまり事務局提案でやるのが合理的だと思います。具体的にどういうやり方をとるのかはまた別の問題として、2でやるのは合理的なのではないかと思いました。

それから次に、実際にもし2をやるとしてトップランナー方式が一例として出てきた。これ以外に選択肢がないとかということではなく、例として出てきただけだと思います。火力のトップランナーを考えると一つの発想としては、火力平均のトップランナーをとってくるやり方も考えられると思います。オブザーバーの方からもご指摘があったのですが、例えば北海道電力がもっと早くLNGを入れていればこんなにコストがかからなかったんじゃないかと、そういうのは全部不問に付されているのかという問題意識には、ひょっとしたらこのやり方は合うかもしれない。

つまりLNGとかが入っているところ、石油の割合がその分低いところというのは平均単価が低くなる。これに合わせて査定すれば結果的にその問題意識に答えたことになるかもしれませんが。一方で、それをやると、例えば石炭火力の割合が一番高いところが燃料費が一番低くなる。これでトップランナーだと私たちが言って査定すると、石炭火力を大量に入れるのが正しいと言うのに近いことになる。日本中で一番石炭火力の比率の大きかったところを、他の会社はまねすべきだったのにまねしなかったからけしからんと言っていることになる。それは幾ら何でも行き過ぎなのではないかという気も一方でして、したがって火力でのトップランナーという発想はそういう点で大きな問題はあるかもしれない。

ただ、北海道電力の場合には石炭の比率がそれなりに高いので、その手の問題は起きないのかもしれない。しかし他の会社を査定するときに、石炭の比率が低目でLNGの比率が高目で、それをけしからんと言うようなやり方を今回採用するのがいいか。私は躊躇します。このような理由で、もしトップランナーで査定するとしても、燃種ごとになると思います。

もし燃種ごとにすると、先ほど例えば熱量の問題を北電が指摘したのですが、私は全く理解不能です。石炭のコスト、一番低いところに合わせるということをしたとすると、その場合にはト

ン当たりでのコストが一番低いところに合わせろといったら、熱量が低くて安いものを買っているところは有利になって不合理になるかもしれません。しかし発電単価で見れば、熱量が低くて安いところを使っているところはたくさん石炭が必要なわけですから、その分発電コストで調整される。そこでトップランナーを見るというときに熱量が違うじゃないかなどと言う批判はナンセンスだと思います。

もちろん港湾等の条件も色々あるじゃないかというのだけれども、そういうことも含めて全体として一番効率化しているところはどこかという観点も考えれば、全く取り得ないやり方ではない。しかも増分のところだけを簡易に見るということを考えれば、選択肢としては十分あり得るのではないかと思います。この後の議論で他にもっと良いやり方があればそちらを選べばよい。しかし選択肢の一つとして残すのは十分合理的だと思います。

次に、取引所の活用についてです。私がちょっと不思議に思っているのは、まず第1に資料5で私が質問したことになっているのですが、私はこれを質問したつもりが全くないのです。質問したつもりが全くないというのは質問したのは、これは長期のことですと質問したつもりはあり、そうですという……

○安念委員長

予備率の話。

○松村委員

はい。取引所取引に関連した予備率の話です。これは長期の話ですと行って、それは確かに質問でした。それに対して回答はその場であったので、もうそれ以上の質問はありません。そうすると長期より短期の方が低いということはあっても高いということはない。だからこのまま使わせてもらいますということを行ったのであって、質問したつもりはありません。当たり前のことを確認しただけというつもりでした。

前回委員長からは、それに対して正しいと、コメントをいただいたと思っています。8%じゃなくて短期ならそれより低くて当然というようなコメントもいただいたと思います。私はそれを100%正しいと思います。しかし、低いといってもそれは7%なのか5%なのか4%なのかかわからないので、どんなに大きくても8%ですよとということで、それ以上のことは長期よりも短期のほうが低いという原理からはだけではでてこないで、中部電力と同じように8%でやるということが決まったと思込んでいました。したがって今回は、質問に対する回答ではなく、北海道電力が論点にしたと理解しています。私たちはもう既に論点ではないと思っていたのだけれども、どうしても北電が納得しないので北電が論点に格上げして、今回もう一回持ってきたのであって、質問に対する回答でもなく、元々残っていた論点だとも思っていない。

いずれにせよ今回の北電の説明では私は到底納得しかねます。ここはあくまで料金の査定なんです、北海道電力が実際に取引所にどれだけ出すかという意思決定は北海道電力に任されていますから、料金審査で何を言おうと強制的に出さされるというような話と直結しているものではありません。もしそういうものがあるとすれば、それはシステム改革の文脈で出てくることですから、その点はまず誤解のないようにしてください。北海道電力が、この委員会の判断は間違っていると思ってあくまで別の行動をとるということと、ここでの査定ということは別の問題です。もし北海道電力が、まだなおこだわって査定においても8%ではだめだということを言っている、私は8%でも過大だと思っているぐらいなので、これをさらに値切るとするのは受け入れがたいのですが、もし北電がどうしてもというなら、今度は本当に質問があります。

第1に、先ほどマージンで泊の3号基が動いているときにはほぼフルとっているけれども、今、火力発電所が最大なので、もによもによとおっしゃったのですが、まず事実を教えてください。私の理解では、例えばこの直近の6月、7月、8月。夏なので、北海道電力のピークは冬、他のところは夏がピークなので、どちらかというところらに流れるのが自然体では予想されるような、そういう時期だと思うのですが、その時期に、どれだけマージンを取っていたか。今の火力の最大電力は苫東厚真だと思いますが、そこでトラブルで若干容量が下がっているはずですよ。今現に下がっているその最大容量が幾らで、マージンを確保していた量が幾らだったのかを教えてください。

さすがに60万フルでは確保していなかったでしょう。しかし、50万を超えるような、ほぼ60万に近い量を確保していたのではないかと思います。聞いているのは、長期断面の話ではなくて短期断面の話です。翌日スポットに間に合うようにマージン開放がされた後のマージンの確保量を教えてください。

次に、そこでのマージンに関してです。マージンの一般的なルール、北海道電力だけでなく一般的なルールとして、需要の3%または単機最大容量の大きい方になっていたと思います。もし間違っていたら教えてください。それはまず長期断面でそれだけ確保します。したがって単機最大の発電所が落ちたときには、ちゃんとそのルールが守られているなら、連系線からの応援で、単機最大のものが落ちたときの調整は賄われるようになっているはずです。したがって長期の断面では、マージンで確保されているはず。北海道電力も実際に長期断面では目いっぱいマージンをとっていると私は理解しています。

その状況下でマージンとしてとっている量はだんだん減らしていくはずですよ。スポットまでのところで開放していくということになるわけですが、それは需要の状況が大分わかってくるからということと、電源の状況が大分わかってくるから。それでも北海道電力は私の理解では、相当

に大きな量をマージンとして最後の最後まで確保している。

それはなぜかという、最大機が倒れたときに瞬時的に周波数が下がるということがあるからであって、そこを応援してもらわなければいけない。ところが、予備力の方は、動いていて瞬時に対応できるものと、事故が起こった後に動かしてそれで数時間後によりやく対応できるものの両方が入っているので、道内に予備力があつたとしてもマージンは一定程度確保していなければいけないから確保している。したがってマージンの量は、単機最大容量をマージンと域内の瞬動予備力、すぐに道内で対応できるもの、を合わせたもので、ちゃんと対応できるようになっているということなのだと思います。

そこでもし私が提案したような8%というのでやつたとすると、もしその瞬動予備力相当、つまり単機最大からマージンとして確保した部分を除いたものが需要の8%を超えているということになったとすると、さっきのやり方をしたとすると、瞬動予備力のところまで食い込んで市場に出すようなことになってしまうので、それは安定供給の観点から問題があるということになります。そのようなことは実際に過去の3カ月間であつたのですかということを確認したい。つまり単機最大容量からマージンとして除いた部分が8%を超えるような瞬動予備力というのは、恒常的にあつたのか。そんなことは本当に現実的なのか。私の認識が違っていたら教えてください。

それから……

○安念委員長

ちょっとお待ちください。じゃ、そこら辺までで現時点でお答えいただけますか。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

まず瞬動予備としてマージンを設定していると、これはご説明したとおりでありますし、松村先生がおっしゃるとおりでございます。長期に比べてだんだん闕になってくるとマージンの確保量が減ってくるのではないかと、これもそのとおりでございます。実際そういう運用をしております。

長期では恒常的な空き容量という形で設定しておりますけれども、それはマージンがいつでもいった形で必要になるかわからないという中で長期的には恒常的な空き容量という形で、マージンの裏返しになりますけれども、そういったものを設定しているということでございます。それで短期的な断面で実際どれぐらい夏場に、6月から8月にマージンがあつたのかというご質問ですが、これは今データが手元にございませんので現時点ではお答えすることはできません。

○松村委員

正確なデータじゃなくても、これだけ後ろに人が並んでいるのだから1人ぐらい知っている人

はいないのですか。

○安念委員長

厳密でなくてもいいから、大体のところをもしおわかりであれば。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

ちょっとお時間をいただきます。すみません。

○安念委員長

わかりました。じゃ、引き続きその余の点についてはいかがですか。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

それとあと、結局取引で出せるのはその中のどれぐらいなんだという、結論的に言うとそういうご質問になるんだと思うんですけども、まず1つ、安定供給の観点からどれぐらい出せるのかと、これはいろいろな専門家のご議論を待たねばなりませんけれども、まず1つ私が質問の中で申し上げたのは、最大機を割り込んで卸取引に出して単機が落ちたときには、求償が発生しますということを言いましたけれども、結論的に言いますと、そちらの求償のほうが得られる利益よりも大きくなる可能性があるということから、最大機を残した状態で運用しているということです。

○松村委員

安心しました。安定供給ではなく求償を気にしておられたのですね。私は完全に誤解していました。安定供給上の必要性から確保していたのでないということをはっきり言っていたいたのは、私の誤解を解き、議論を明確にする観点からとても助かりました。私は、北電は安定供給のために取引所取引にこれほど消極的だったと思い込んでいましたから。それなら求償に伴うコストを査定額から引いていただいて結構です。あとはコストの推計の問題だけになります。

このコストの推計に関して、北海道電力は、最大容量を持つ発電機がどれぐらいの確率で落ちると推計してそうおっしゃったのかをまず示してください。一日前には予想もつかなかった突然の停止が最大容量を持つ発電機で起こる確率をはっきり示せば、北電はこれぐらいの確率で落ちると言っていると言っていたら、北電がどれぐらい不安定な運用をしているのかが国民にはっきりわかることになると思います。まずその確率をお願いします。

それから、それでも8%は予備力を確保しているわけですから、その8%のうち3%分というのを割り込むことは絶対にできないと思いますのでそれは残しておいたとして、5%分の変動範囲内分をカバーできる部分がどれぐらいなのかということを明確に考えてください。

求償としてインバランス料金が発生するということですよ。インバランス料金だと取引所に出しているわけですよ。取引所だと取引所全体の取引量の3%が基準になりますね。求償料金

がどれぐらいになっていると思っているので赤字になると思っているのかを、示していただければ十分です。確率掛ける3%の範囲外のインバランス料金の想定を明確に示した上で、それで初めて利益よりもインバランス料金のほうが大きくなるという結果が出てくるはずですから、これらは計算した上でのご発言のほうです。そのような具体的な数字を出して反論してください。

いずれにせよ安定供給のためではなかったということを知りとりあえず安心しました。安定供給については北海道民の方にも、マージンでそれだけ膨大な量はちゃんと確保されている。もし私の先の発言で北海道の消費者を不安にさせたとする、それは発言が最後までできなかったからです。その点おわびします。マージンでちゃんと確保されているから最大容量を持つ発電機が落ちても直ちに停電になることはありません。ご安心ください。

○安念委員長

試算の話ですけれども、可能ですか。あるいはお手元におありですか。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

大体、火力発電所の計画外停止につきましては、当社の場合5%程度あるのではないかとこのように見込んでおります。実際には電力会社平均で言うともう少し小さいですけれども、現時点の実績で言いますと海外炭火力の実績では5%ぐらいの計画外停止率がございます。これが8%以上流したときの求償については、どれぐらいの頻度で起こるかということも加味しなきゃいけませんけれども、数日求償を受けると数億円のレベルになります。したがって……

○松村委員

数日求償を受けるって何を言っているのですか。全くわけわからない。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

すみません。ちょっと誤解があったかもしれませんけれども、時間数で言うということの意味です。時間数で言うと、多分計画外停止したら、取引所から求償を受けた後で取引所から調達すればそんなに時間がかからないんじゃないかと、そういう意味でおっしゃったんだと思うんですけれども。

○松村委員

違います。単に1回の停止で5日とまっても6日とまっても、取引所取引の結果として増加する求償額という観点からは関係ない。一日分だけですよねと言っただけです。それから私が聞いたのは前日まではご機嫌に動いていたのに翌日はとまるという可能性です。この確率が5%あると、そういう意味ですよね。取引所での問題だということなので、1回の停止で何日間かとまってその日数をかけるというのではなく、前日まで動いていたものが翌日とまるという可能性が5%あるとおっしゃったのですよね、最大容量を持つ発電機の停止に関して。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

通常普通に運転していきなりとまる確率が5%ぐらいあるという意味です。それとつまり取引をして発電機が計画外停止をして求償を受けると、それが1回なのか何回なのか、年間何回なのかということになるろうかと思っていますけれども、ですので2回か3回求償を受けると利益分がなくなるというふうに評価しています。

○安念委員長

どうでしょうか。もう少し詳しい数字がお入り用だったら。

○松村委員

もちろん出してくれるでしょう。もちろん入り用です。前日まで普通に運転していた最大機が翌日いきなり停止する確率が5%もあるなんてあまりに非常識ですし、求償額の算定根拠も必要です。

○安念委員長

よろしいですか。もうちょっとスペックを特定して発注していただいたほうがいいかもしれないけれども、どんな感じですか。

○松村委員

単機最大なんで、苫東厚真の最大機がどれぐらいの確率でとまるのかと思っているということを出していただいて、そのときの取引量というのがどれだけになり、この求償ルールに従うと3%内というのが幾らになり、3%外が幾らになりということを出していただければ、それで十分です。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

想定値になりますので、こういった委員会の場で具体的な細かい金額まで出せるかどうか含めて検討させていただきますけれども、回答はさせていただきます。

○安念委員長

じゃ、よろしく願いいたします。

それじゃ、永田委員いいですか。お願いします。

○永田委員

私からまず2つご質問があります。

1つ目は、資料の3の消費者庁からのご質問に関して、ページで言いますと5ページ目の⑳番、これは「原価算定期間内に、今回の値上げの原因となった自助努力の及ばない電源構成の変動が解消されない場合であっても、原価算定期間内は値上げは行わないことを確保する措置がとられているか」と、これは確認なんですけれども、要は自助努力が及ばない電源構成、今回の場合は

泊が稼働しないということが今回、再値上げの前提の原因の一つであると、そうするとこれを解釈すると、もし泊が原価算定期間内に稼働しなかった場合、事業者としては再々値上げはしないような措置をとられるかどうかということ、ここで表現されているのかどうかというのを確認させてください。

○岡田消費者庁消費者調査課長

前回、北海道電力さんから、再々値上げなさらないと口頭ではおっしゃいましたけれども、そこちゃんと確保されるかということでございます。

○安念委員長

よろしいですか。

○永田委員

はい、わかりました。

それでは、燃料費のところでございますけれども、松村委員から①、②、③、と3つの案がありますという指摘で、この中で②は、基本的には数量の変動分は、単価も変動させた前提で計算しましょうという案②を松村委員からは基本的には妥当な案であると判断され、この事務局案にご同意されるという理解でよろしいですか。その上で一応1つ確認させていただきたい点は、一般電気事業供給約款料金算定規則の変動額認可料金算定第19条の2で意図している社会的・経済的事情の変動つまり数量が変動した場合、その燃料費の変動をどのように解釈するかという点です。正確に確認させていただくと、若干途中を省きますけれども、社会的・経済的事情の変動により数量の変更に伴う燃料費の変動が見込まれるときに限るという条文で、ここで言う数量の変更に伴う燃料費の変動という条文上の記載がありますが、これをどう解釈するのかです。数量の変更に伴う燃料費の変動、具体的に言うと数量の変更というのは、要は量の変更ですと。一方でその結果として、燃料費というのは単価掛ける数量という概念だと個人的には理解しています。そこでどちらを主にとるのがポイントです。前半の数量の変更に伴うということの主にとるのか、後半の燃料費の変動を主にとるのか、これによって前半のところは要は量だけと、後半のときは単価掛ける数量になります。要は前半を強調すると数量の変動部分だけと考えられるかと思えます。条文上の解釈をどう考えるべきなのかを、まず確認させていただけますか。

○安念委員長

それは法令の解釈としてはまさにご指摘のところが、問題の全てなんです。事務局どうぞ。

○伊藤電力市場整備課長

まさにそこを先ほどご説明したわけですが、いずれにしても直接的な査定の対象は燃料費の変動額ということになっていますので、説明の中で数量の変更に伴う燃料費の変動が見込ま

れるときに限るということで、限定は付されておりますけれども、「数量の変更」に起因する変動額」ということですので、解釈そのものとして、先ほど松村委員からお話がありましたけれども、数量の変更、数量そのものしか査定できないということは、この省令上は規定されておられません。あとは「変動額」の多分解釈の範疇ということになりますので、恐らく「数量の変更」と「変動額」という言葉を使い分けていることから、変動額において数量以外の要素、今回の場合には数量掛ける単価で燃料費が算出されるということから、実際には単価となりますけれども、単価というものを織り込んで算出するということが、解釈上はそこは全く問題ないと思います。あとは解釈として、最終的にどういう解釈のもとでこの算定規則を運用するかという判断の範疇だということとなります。

○永田委員

わかりました。そういう前提で判断すれば、松村先生がおっしゃっているとおり基本的に②の判断が、要は数量掛ける単価という両方の要素を掛け合わせたものが条文上解釈できて、なおかつ最終的にはこの小委員会の中で議論して方向性を決めるということであれば、②の考え方は立てられるんじゃないかと考えます。

もう一つの理由として、この前公聴会に参加させていただいて、今回の場合、再値上げということと値上げ幅が大きいので最大限の経営努力、つまり、1回目の料金算定以上の相当な経営努力をすることが前提であると感じました。なおかつ電変制度であるので、電変制度の中の燃料費が一番大きい部分であるので、ここに最大の経営努力をしないでどこで努力するんだというのが、消費者の方々の思いでしょうか。また、事業者の中で、水産加工業の方からも今回の値上げは相当程度経営にインパクトがあるというご指摘も、多々公聴会でもいただいておりますので、その辺考えた場合、最大限の努力ということでは変動数量掛ける変動単価という燃料費の削減というのが、考え方として妥当ではないかと思えます。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

じゃ、山内先生。

○山内委員

今の話なんですけれども、私も結論的に言うと②でいいんじゃないかと思うんですけども、ただ、②でやって、さっき松村さんの整理の中で1から3まで出て、1か2か3かで2が案として挙がっていて、2でいいと、私もそう思うんですけども、現実的に言うと2をとって3と同じことになるから、その比率が違うだけでね。要するに査定対象部分云々で、要するに1との比

較をすると、2で何らかの査定するというのは全体を下げることに同じなんだけれども、結果的には。

○安念委員長

結果的にはね。

○山内委員

うん、結果的には。ただ、法的にというか解釈上は恐らくできない、③は。それは安念先生が前回おっしゃったというふうに聞いています。安念先生というか、そういう意見があったというふうに聞いています。私もそう思うので②でいくしかないのではないかなというふうに思っています。

もしそうだとすると結果的にその額がどうなるかというのは、この25枚目のスライドの1から3でどれをやるかにかかってくるんですけども、少なくとも3はちょっと無理だと思うんです。さっき松村さんが言ったとおりだと思うんですけども、3というのは電源構成が違うところで平均をとるのはちょっと難しい。そうすると1か2なんだけれども、今までトップランナーでやってきたんで①なのかなとも思いますけれども、その辺も少し具体的にどのくらいになるのかということをお勘案して決めるのかなというふうに思っています。

それで一番下に米印があって、申請以外のものがあるのかというのは、これはちょっと具体的に数字が出て見ないとわからないと思うんですけども……

○安念委員長

ごめんなさい、どこですか。

○山内委員

今の25のスライドの米印があって。これも具体的にということだと思います。

それで私の意見としては、23のスライドというのは、大体皆さんの合意があるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

ほかはいかがですか。

河野さん、どうぞ。

○河野事務局長（全国消費者団体連絡会）

ありがとうございます。

今の燃料費の単価のことにしましては、本当に委員の先生方の冷静な判断で、できれば増分

に関しては、単価のところも考えていただければなというふうに思っております。

それから質問したいことがございまして、先ほどご紹介いただきました北海道電力さんのご回答の中のスライドナンバー23、レートメイクのところの料金メニューの見直しについてです。どれだけ消費者の負担感というかその軽減を考えてくださっているかということで、料金メニューというのは私たち消費者が、本当に小さな努力ですけれども、一番高い燃料をたかなくて済むところ、本当に協力できる方法かなというふうに、ピークカットに協力できる方法かなと思っております。

今回、新たなメニュー提案ということではなくて、今まで持っていらっしゃるメニューの中を少し時間を移動させて選べるというふうにしてくださっているんですけれども、この選べるメニューに関して、まずどういう方法で利用者に周知されているのか、それからどのぐらいの消費者がこのメニューのことを理解して今実際利用されているのか、それからこのメニューを使うことで、数値は難しいと思いますが、ピークシフトとそれからカットにどれだけ貢献しているのか、なかなか定量的な分析といいたいまいしょうか数値を持っていらっしゃらないかもしれませんが、少なくともこういうふうに出していらっしゃるということ、何らかの感触を持っていらっしゃると思いますので、この点についてお話いただければというふうに思います。

これが1点とそれからもう一点は、先ほど北海道の皆さんは、やはり新エネルギーの活用というのを北海道電力さんに物すごく期待しているんだなというのが、公聴会の意見等から私も感じられたところです。それで北海道電力さんのご説明のスライドの6番で、太陽光の織り込み電力量、今回は前回に比べて当然のことながらたくさん織り込んでいらっしゃるんですけれども、実は平成26年度は、特別高圧に関して言うと減少要因というのが2つ書かれていますけれども、いろいろな要因で実は想定よりも織り込んでいなかったということなんです、これがわかった時点、今年度だと思えますが、わかった時点で別のところとかもう少し織り込み量を実際ふやすというふうな、そういうふうな努力はされたんでしょうか。実際こうだったのでこういうふう計算されているということだと思えるんですけれども、今後、平成27年度ももしかしたら想定量とずれてくるかもしれませんが、そういったところで北海道電力さんは、しっかり取り込もうというふうな会社側の努力というのをされるのかどうかというのを伺いたいと思います。

○安念委員長

いかがでしょうか。

○高橋営業部長（北海道電力株式会社）

営業部長の高橋でございます。

料金メニューのことについてご説明をさせていただきたいと思います。

今回の見直しにつきましては、ご要望があったのはお客様の選択肢の拡大をしていただきたいというのと、ご負担の軽減を少しでも図れることがないかというようなご要望を、たくさんお受けしたというふうに思っております。そうしたことから今回ご提案させていただいております、ピーク時間をずらすことによってその時間、実際にはピーク時間に高い電気料金を単価を設定してございますので、その時間を家事を外していただくとかいうご工夫をいただくことによって、少しでもご軽減をされるということで、今回は新しい料金メニューということではございませんが、ご工夫によって対応できる軽減ということで見直しを図らせていただくこととしております。

それと、これによってどういう加入というのがございますけれども、時間帯別電灯というのがございまして、これは昼間と夜間の料金に分けてございます。今これもやはり夜間の電気料金のほうがお安いものですから、普通は11時から8時間というのが標準になってございますけれども、前後に時間をずらすということが出来ますので、こちらのご工夫をしていただくことによって朝早くおいでになる方はそちらのほうを使わないとか、夜遅くお帰りになる方はそちらのほうとかいうようなご工夫をいただくことでやっている部分がございます。

この加入件数としては、23時を22時にずらしているお客様が、時間帯別電灯25万6,000口のうち約8%今も適用させていただいております。そのほか24時までずらしているお客様が17%というような形で、いろいろな形の中でご工夫をいただいているというふうに思っています。

なお、これによるいわゆるピーク電力の抑制分というのはなかなかはじいてございませぬので、全体の中でこういう施策によって平準化を図っているということは事実でございますが、定量的にというのは持ち合わせてございませぬ。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

もう一つ、太陽光を、例えば需給開始時期がおくれた、あるいは計画の中止、これをリカバーするようにもっと募集しないんですかというご質問かと思っております。前の5ページ目のスライドを見ていただければよろしいんですが、北海道の場合、太陽光の導入が物すごい量でふえてございます。片や太陽光の場合、お日様の日の照り方で急速に出力が変動すると、あるいは夏の昼間に相当出力が出て火力発電所を絞らないといけないと、その絞り代がもうほとんどなくなってきている状態でございます。そういったことから全体の受け入れ可能な量を、今、特に高圧の大きいものと特別高圧については、両方合わせて70万キロワットで残念ながら制限をさせていただいている状況にありまして、それが平成25年度にはほぼ満杯に入ってくるという状況で今想定しているところでございます。

○安念委員長

よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

大体もう時間になっちゃいましたね。

秋池先生、どうですか。さっきの燃料費、数量単価論争についてはどうお考えですか。

○秋池委員

もう時間もありませんが、私も同じ意見で②でトップランナーと思いますけれども。

○安念委員長

②かつトップランナー。

○秋池委員

そうですね。少し事務局で案をつくっていただいてということかと思います。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

そうですね。皆さんやっぱり単価も査定対象だとお考えになりますか。私はもともと数量だけなんじゃないかなと思っていたんです、漠然となんだけれども。きょうの場では唯一の法律家である私の解釈が負けそうになっているので、まことに権威も何もなくてお恥ずかしいんだけど、というのは、もともと燃料費というものの定義は算定規則の3条2項だけであって、これは数量掛ける単価で定義されちゃってるんです。ほかの定義の仕方だつてあるはずなんだけれども、とにかく算定規則上は数量と単価なんです。それで定義しろというふうになっているんで、この2つの変数でしか定義はできません。我々はそういう縛りを受けている。

そこで先ほどの「数量の変更に起因する変動額」という文言を、どう読むかということが問題になります。そこで言う変動額はもともと数量も単価も合わさってできているはずだろうという読み方が、松村先生のおっしゃる、そしてほかの委員の方々もご賛同になった2番目の考え方です。一方もう一つ、私がかつとざくとした印象で思っていただけなんだけれども、数量の変更に起因する変動額なんだから、そこで言う変動額というのは数量の変更だけを言っている。つまり単価は動かさないというそういう変動額なんだろうと何となく思っていた。ただ、これは、大体半々というかフィフティ・フィフティぐらいなんじゃないかなと覆います。つまり、事務局もさっきおっしゃっていたけれども、単価を査定の対象にしてはいけないという明文の規定がないことは、私も確かだと思うんです。だから単価を査定の対象にするという解釈も十分成り立つと思うんだけど、さてそうかなと、つまり簡易な方法というので電変をとった以上は簡易であるという点を重んずる。これは1つの考え。ということは、私のもともと思っていた数量しか査定の対象にしないというのはこっちの考え方。

一方、いや、それは違うだろうという考え方がある。なぜなら最も簡易にするんなら燃調と同

じにすればよかったんです。つまり、数量燃調みたいになればよかったのに、そうじゃなくてわざわざ認可の対象にして、19条2項1号の能率的な経営のもとにおける何ちゃらという、あの最も重要な要件をかぶしてあるということなんだから、それは当然単価を見るんでしょと、そのためにわざわざ公聴会もやったんじゃないですかというこういう話になる。

だから文言だけから決定的にこっちだという解釈は多分導けなくて、制度の趣旨をどう見るかということによるのではないかなと今思っております。そんなことおまえに聞かされなくてもわかっているとおっしゃるだろうけれども、私はまだ完全には咀嚼できなくてちょっと思っております。

山内先生。

○山内委員

経済の人間は、多分数量が変わると値段が変わると思うんです。そうすると数量に起因するというのは、それはさっきおっしゃったように単価と掛け算になっているけれども、結果的に変わってくるので当然と思うわけです。

○安念委員長

当然でしょう。おまえは需要曲線というのを知らないのかと。私だって知っていますって。ありがとうございます。

結論は、私のわがままで申しわけないんだけど、次回ということにさせていただいて、その間私は消化し切れるかどうかわからんけれども、し切れなきゃし切れないでしょうがない。し切れなければただの多数決、そういうことで決めたいと思います。

きょうは余り決まらなかったけれども、少なくとも燃料の数量について査定の対象になるのは当たり前のお話ですので、もっと安い燃種というか電源に置きかえることはできないのかという査定をするのは当然のことです。その場合問題は、ただ、さっきの太陽光のように、計画よりもへこんでしまったところについてはもとに戻せという査定をしておいて、計画よりも過達になりそうですというところについてはそのままにするのか、それは幾ら何でもひどいじゃないか、という反論が、多分事業者さんから出そうな気がするので、それについて、どういうふうを考えなきゃいけないかを考えなきゃいけないと思います。結論を決めたという意味じゃありません。決めなきゃいけないと。

それから取引所の取引の活用については、それこそ、8%＝最大ユニット論争があつて、あつてというか、松村先生流に言えばあえてそれが新論点となって、しかし、それはそれである論点だと思いますのでこれについても考えなきゃいけません。

それからまた、値下げの条件をつけるについても、事業者に対して過大な義務を負わせるよう

な付け方をしてはいけないというのは、はっきりと100条2項に書いてあることですので、これについても工夫をしなければなりません。

以上、相当いろいろなことを考えなければなりません、単価も査定の対象になるというのが委員の方の大勢であるという事実の認識はいたしました。賛成はしていませんけれども、事実の認識はいたしました。

そこで公聴会なんです、まずは永田、辰巳両先生に、ごく簡単にこの前のご感想をおっしゃっていただけませんか。

○辰巳委員

すみません、じゃ、先にやらせていただきます。

一番とにかく心に残ったのは、ここの公聴会で出てきました意見を審査委員会でちゃんと反映してくださいと明確におっしゃって、だからやっぱりそういうふうに言うておられるということは、そのために自分たちはそんないかげんなことを言っているんじゃないかと、きちんと調べてきてちゃんと思いを伝えたいんだというふうに言うておられるんだということを、ちゃんと私も聞きましたもので、やっぱり受けとめて改めて責任を感じたということです。

ただ、今回先ほども出たように事業者の意見がとても強くて、事業者の方たちは事業を運営しているというか経営している視点で見ておられたということで、やっぱりそういう視点もぜひ北海道電力さんに届けたいなという気持ちもよくわかりました。

それからもう一つは、27年度までの短期の説明が伺いたいというだけではなくて、もっと長期的に北海道のエネルギーについて自分たちは真摯に考えているので、北海道電力さんもそういう経営方針みたいなものをわかりやすく説明してくださいというふうなご意見も、とても多かったというふうに思ったもので、それは直接今回の査定に反映できるかどうかは別にして、説明の中で必要な話だなというふうに思って聞いておりました。

以上です。

○永田委員

私はほとんど梶川先生と辰巳先生がおっしゃったので以上で、1つだけ、今回、中電ですと生協の団体の方とか消費者団体の代表の方とかが公聴会はほとんどでした。今回は事業者の方が比較的、あと前回も参加された病院の経営をやられている方、そういう事業者の立場で経営努力をどう見るべきかという視点のご指摘があったというのは、非常に厳しいご意見を承ったというのが印象に残りました。

あとはやはり事業者、いわゆる北海道電力さんと消費者の方のコミュニケーションというんですか、公聴会の場合でも若干コミュニケーションのかみ合わせが悪いなという感じがしている部分

も、ちょっと垣間見られましたので、これは今回の小委の中でももう少し議論を深めて、うまくお互いの折り合うところを見つけられるようにしていただければと思います。

以上でございます。

○安念委員長

かみ合わせが悪かったのは司会者の責任もありましょう。申しわけないです。

ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、先週11日の公聴会は大変な事態でございまして、前の日から札幌付近は、数十年に一度という豪雨に見舞われてしまいまして、当日の朝はそもそも開催も危ぶまれるような状況でしたが、おかげさまで何とか開催することができました。あの日は北電の方は緊急事態だったから大変だったでしょうね。非常なご苦労だったと思いますが、そうでしょう。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

使命ですので。

○安念委員長

ごもっともでございます。

北電の方の大変な頑張りとは、それから事務局にも非常に頑張ってもらって、何とか開催にこぎつけることができました。本当にありがとうございました。

その節いろいろな方からいろいろなご意見を伺ったんですが、1つこれは直接の査定の対象じゃございませんことは申し上げるまでもないんだけど、経営効率化、随分頑張っておられるわけですが、それによって得られた原資、それを原資としてユーザーへの還元というものを考えてもらえないかというご意見がよくあって、それは私としても小委員会の場で北電さんにお伝えしなきゃならないなと思っておりました。もちろんユーザーへの還元といっても、仮にそれをするとしても、直接に料金という形で還元するか、それとも間接的に自己資本を充実するという形で還元するか、あるいはひょっとするとほかの方法もあるか、いろいろではありますけれども、そういうご意見は多々いただいたということは、お伝えしておかなきゃならないなと思っておりました。何かそれについては現段階で結構ですが、コメントしていただくようなことがございますか。

○酒井副社長執行役員（北海道電力株式会社）

いろいろな方から厳しいご意見をいただいております。まず厳しい収支状況ではございますけれども、現在取り組んでいる経営全般にわたる効率化の成果と、こういったものも見込まれますので、値上げ実施後の一定期間は値上げ幅を圧縮するなど、こういった措置も講じてまいりたいと考えております。

○安念委員長

ありがとうございました。

それじゃ、きょうはこの辺にしておきますか。

5. 閉会

○安念委員長

じゃ、事務局のほうから。

○伊藤電力市場整備課長

ありがとうございます。

それでは、きょういろいろとご審議いただいた論点を踏まえまして、文章としてこれまでも先行他社で執筆しました査定方針案、ちょっと次回、査定方針案そのものの文章をお示ししてご審議いただくことにさせていただくか、あるいはその骨子というレベルでもう一度ご審議いただくか、そこは個別にまた委員長、委員の先生方とご相談をしながら進めさせていただければと思いますけれども、いずれにしても次回、査定方針案の内容につきましてご審議いただくということで、日程については別途調整の上ご連絡申し上げます。

○安念委員長

ありがとうございました。

それじゃ、どれかの時点で査定方針案を議論しなければなりませんので、また事務局それから北電の皆さん、それから委員の各位にも、一層ご努力をいただかなければなりません、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、第18回電気料金審査専門小委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

——了——